

平成19年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目（自動車輸送関係）

関東運輸局

年末年始の輸送等の繁忙期に鑑み、自動車交通機関の安全の確保及び関係者の安全に関する意識の徹底を図るため、「平成19年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画」に基づき、年末年始の輸送等に関する安全総点検を次のとおり実施するものとする。

第1 期 間

平成19年12月10日（月）～平成20年1月10日（木）

第2 重点点検事項

今年度は、次の6点を重点点検事項とし、点検を実施する。

1. ツアーバス等貸切バスにおける安全等の対策の実施状況
2. タクシーにおける過労運転等の悪質違反や事故を防止するための運行管理・整備管理体制の整備状況
3. 経営トップを含めた安全管理体制の整備状況
4. 飲酒運転を防止するための体制整備状況
5. 自然災害等発生時に乗客等の安全を確保するための体制整備状況
6. テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況、特に、近年新たに講じるとしたテロ対策の体制の整備状況

第3 点検事項及び点検項目

年末年始の輸送等に関する安全総点検の点検事項及び点検項目は次のとおりとする。

1. ツアーバス等貸切バスにおける安全等の対策の実施状況
 - (1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容の遵守、長距離運転者における交替運転者の配置等により過労運転の防止が図られているか。
 - (2) 乗務員の休憩地点及び休憩時間、乗務員の運転又は業務の地点等運行指示書に記載すべき事項が適切に記載され、かつ記載内容が遵守されているか。
 - (3) 着地において長時間停留するツアーバスの運行を行っている場合、休憩仮眠施設が確保されているか。
 - (4) 旅客の乗降については、駐停車禁止場所以外の場所で確実に行われているか。
2. タクシーにおける過労運転等の悪質違反や事故を防止するための運行管理・整備管理体制の整備状況
 - (1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容が遵守されて

いるか。

- (2) 疾病・過労及び居眠り等の運転を防止するため、運転者の健康状態等の把握をしているか。
- (3) 交差点における出会い頭事故、二輪車及び自転車との事故等を防止するため、運転者個人の運行状況及び運転適性診断の結果を踏まえつつ適切に指導を行っているか。
- (4) タイヤの摩耗状態の点検等日常点検及びその結果に基づく運行可否の決定を確実に実施しているか。

3. 経営トップを含めた安全管理体制の整備状況

- (1) 安全管理規程、運行管理規程等の社内規程の内容について運行管理者、乗務員等への周知徹底が図られているか。
- (2) 事業者において輸送の安全確保に関する問題点を把握し、輸送の安全に関する目標を定め、かつ、目標に基づいて計画を作成し、実施しているか。
- (3) 事業者において輸送の安全の観点から業務を検証し、是正措置、予防措置等更なる高度の安全のための対策を講じているか。

4. 過労運転等の悪質違反や事故を防止するための運行管理体制の整備状況

- (1) 適切な運行指示書の作成や長距離運転者における交替運転者の配置等により過労運転の防止が図られているか。
- (2) 乗務員の生活習慣及び健康状態について把握しているか。
- (3) 最高速度を遵守した運行が行われているか。
- (4) 過積載運行等の防止が図られているか。
- (5) 点呼が確実に実施されているか。
- (6) 事故の実態が確実に把握され、十分な指導・監督を行う等事故防止対策が図られているか。

5. 飲酒運転を防止するための体制整備状況

- (1) アルコール検知器を適正な活用するなどして飲酒運転防止の観点から点呼が確実に実施されているか。
- (2) 運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。
- (3) アルコール依存の傾向にある従業員がいるかどうかを把握し、もし依存する場合に習慣の改善を指導しているか。

6. 後部座席を含むシートベルト着用推進の実施状況

- (1) シートベルト着用が確実に実施されているか（乗員・乗客）。
- (2) 後部座席シートベルトの着用推進について十分な指導が行われているか。
- (3) 使用するシートベルト及びバックルに破損等はないか。
- (4) シートベルトが常時着用可能な状態に維持されているか。

7. 車両の日常点検整備、定期点検整備等整備管理の実施状況

- (1) 自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検整備が実施されているか。
- (2) 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造（例：不正な二次架装、速度抑制装置の解除、前面ガラスへの装飾板の取付等）の防止が徹底されているか。
- (3) 自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について整備管理者等への周知徹底が図られているか。

8. リコール対象車両の改善措置及び安全確保に関する対策の実施状況

- (1) 保有車両がリコール対象となっているかどうか適切に把握しているか。
- (2) リコール対象車は速やかに改善措置を受けているか。
- (3) リコール対策未実施車両についての注意事項を運転者に注意喚起しているか。

9. 自然災害等発生時に乗客等の安全を確保するための体制整備状況

- (1) 予期せぬ自然災害発生時における通報・連絡・指示の責任体制が明確化されているか。
- (2) 予期せぬ自然災害発生時における乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制が確立されているか。

10. 事故・事件等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備状況

- (1) 事故・事件発生時（テロ発生時を除く）における通報・連絡・指示の責任体制が明確化されているか。
- (2) 事故・事件発生時（テロ発生時を除く）における乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制が組織的に実態に即した形で確立されているか。
- (3) 危険物等運搬車両については、緊急連絡カード（イエローカード）の携行その他必要事項について規定されているか。

11. テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況

- (1) 車内、車庫、乗降場等において点検・巡回が徹底して実施されているか。
- (2) テロ発生時における乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制が組織的に実態に即した形で確立されているか。
- (3) 屋根付きバス停においてテロ対策実施中及び不審物発見時の協力要請を記載した貼り紙を貼付しているか。
- (4) 不審な宅配便等貨物を発見した場合の、警察への連絡等の対応について社員への周知徹底が図られているか。

第4 実施要領

1. 自動車運送事業者における実施要領

- (1) 自動車運送事業者においては、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めるとともに確実に点検を実施すること。
なお、経営トップを含む幹部及び実施責任者は、総点検の実施状況を随時掌握するとともに不備事項については、早急に改善すること。
- (2) 重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
- (3) 総点検の実施結果を「年末年始の輸送等安全総点検実施結果報告書」（別紙1から4）により、当該自動車運送事業者を管轄する運輸支局長あてに報告すること。

2. 運輸局、運輸支局における実施要領

運輸局、運輸支局及び自動車検査登録事務所においては、自動車検査独立行政法人と相互に連携して、次の事項を実施するほか、リボンの着用、垂れ幕及び立て看板等を掲出するとともに、点検事項を掲示するなどして総点検の趣旨の徹底を図ること。

- (1) 新規参入事業者、関係団体未加入事業者等において、総点検の主旨を理解していない事業者が増加していることから、監査、貨物自動車運送適正化事業実施機関の巡回指導等の機会を通じて、事業者への総点検の周知徹底を図るものとする。
- (2) 自動車運送事業者等に対して、重点点検事項等を踏まえて立入査察を実施し、点検事項に係る点検実施状況を把握するとともに、総点検に対する意識の高揚に努めること。
- (3) 自動車検査独立行政法人、警察及びその他関係機関の協力を得て街頭車両検査を実施し、特に過積載及び暴走行為を助長するような不正改造車の排除に努めるとともに、基準緩和車両の制限事項違反の取締り等を行い、車両の安全性の確保及び公害の防止について、使用者の意識の高揚に努めること。
- (4) 街頭車両検査及び立入査察等においては、シートベルトの着用及びトラック・バスのリコール対象車両の改善対策の実施について関係者を指導すること。
- (5) 事故事件・自然災害等発生時における連絡体制について点検を実施すること。
- (6) 総点検期間中に自動車運送事業者が実施した事項を「年末年始の輸送等安全総点検実施結果報告書」（別紙1から4）により運輸支局に報告させるとともに、運輸支局において別添の実施結果報告様式（様式3-1、3-1（別紙1）、3-1（別紙2）、3-2）により、平成20年1月31日（木）までに総務部総務課へ報告（期限厳守）すること。